

目次

第1 労働者派遣事業の意義等	1
1 労働者派遣	1
(1) 「労働者派遣」の意義	1
(2) 「労働者」及び「雇用関係」の意義	1
(3) 「指揮命令」の意義	1
＊（労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準）	3
(4) 出向との関係	9
(5) 労働者供給との関係	11
(6) ジョイント・ベンチャー（JV）との関係	12
(7) 派遣店員との関係	15
(8) その他	15
2 派遣労働者	16
(1) 「派遣労働者」の意義	16
(2) 「事業主が雇用する労働者」の意義	16
(3) 「労働者派遣の対象」の意義	16
(4) 有期雇用派遣労働者と無期雇用派遣労働者	16
3 労働者派遣事業	16
(1) 「労働者派遣事業」の意義	16
(2) 「業として行う」の意義	16
(3) 適用除外業務との関係	17
(4) 「登録型派遣」と「常用型派遣」	17
4 紹介予定派遣	17
5 法の適用範囲	18
(1) 法の適用範囲の原則	18
(2) 公務員等に対する法の適用	18
(3) 船員に対する法の適用除外	19
第2 適用除外業務等	20
1 適用除外業務に係る制限	20
2 適用除外業務の範囲	20
(1) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における同条第2号に規定する港湾運送業務	20
(2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務	22
(3) 建設業務	24
(4) 警備業務	25
(5) その他の業務	26

3	適用除外業務以外の業務に係る制限	30
*	(港湾労働法施行令第2条第3号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域)	36
*	(令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域)	40
第3	労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置に係る手続	42
1	事業主の行う許可手続について	42
(1)	許可の概要	42
(2)	許可の申請手続	42
(3)	手数料の納付	43
(4)	登録免許税の納付等	43
(5)	許可申請関係書類等の種類	44
(6)	提出すべき書類の部数	50
(7)	許可要件(許可の欠格事由)	50
(8)	許可要件(許可の基準)	57
(9)	申請内容の確認	69
(10)	労働政策審議会への諮問等	69
(11)	許可及び不許可処分	70
(12)	許可の条件	70
(13)	許可番号の付与	73
(14)	労働者派遣事業制度に係る周知	74
2	許可の有効期間の更新手続について	74
(1)	許可の有効期間	74
(2)	労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の手続	74
(3)	許可有効期間更新申請関係書類	75
(4)	許可の有効期間の更新要件等	80
(5)	更新前後の許可内容の同一性の判断	83
(6)	更新及び不更新処分	85
(7)	労働者派遣事業制度に係る周知	85
3	事業主の行う変更の届出手続	86
(1)	変更の届出	86
(2)	変更届出関係書類	87
(3)	変更の届出の受理	93
4	事業廃止届出手続	95
(1)	労働者派遣事業の廃止の届出	95
(2)	事業廃止の届出の受理	95
(3)	許可の効力	95
5	許可証の取扱い	95
(1)	許可証の備付け及び提示	95
(2)	許可証の再交付手続	96
(3)	許可証の返納手続	96

6	労働者派遣事業所台帳及び労働者派遣事業主台帳の整備等	97
(1)	許可時の対応	97
(2)	更新時の対応	97
(3)	変更時の対応	97
(4)	廃止時の対応	98
(5)	事業所台帳等の保管	98
7	名義貸しの禁止	98
8	その他	99
(1)	個人事業主が死亡した場合の取扱い	99
(2)	法人の合併等に際しての取扱い	99
9	参考一覧表	102
(1)	手数料の納付手続き一覧表	102
(2)	登録免許税の課税手続き一覧表	102
(3)	用語の整理	103
(4)	事業主の行う手続きの種類	106
(5)	労働者派遣事業関係手続提出書類一覧	107
第4	事業報告等	109
1	事業報告書、収支決算書	109
(1)	事業報告書	109
(2)	収支決算書	110
2	関係派遣先に対する労働者派遣の制限等	111
(1)	「関係派遣先」の範囲	111
(2)	「派遣割合」の算出方法	112
(3)	報告の方法等	112
3	海外派遣の届出	113
(1)	法第23条第4項に規定する「海外派遣」の概要	113
(2)	届出の方法	113
(3)	海外派遣の届出の受理	114
4	事業所ごとの情報提供	114
(1)	概要	114
(2)	情報提供すべき事項	114
(3)	情報提供の方法等	117
5	労働争議に対する不介入	117
(1)	概要	117
(2)	労働争議に対する不介入の趣旨	118
(3)	現に同盟罷業又は作業所閉鎖の行われているときの規制	118
(4)	争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの 多いときの規制	118
6	個人情報等の保護	119

(1) 概要	119
(2) 個人情報の収集、保管及び使用	119
(3) 個人情報の適正管理	122
(4) 個人情報の保護に関する法律の遵守等	123
(5) 秘密を守る義務	123
第5 労働者派遣契約	125
1 意義	125
2 契約の内容等	125
(1) 契約内容	125
(2) 派遣可能期間の制限に抵触する日の通知	137
(3) 比較対象労働者の待遇等に関する情報の提供	138
(4) 派遣料金の配慮	148
(5) 海外派遣の場合の労働者派遣契約	149
(6) 派遣元事業主であることの明示	153
3 労働者派遣契約の解除の制限	153
(1) 概要	153
(2) 意義	154
(3) 労働者派遣契約の解除が禁止される事由	154
4 派遣労働者の保護等のための労働者派遣契約の解除等	154
(1) 概要	154
(2) 意義	155
(3) 労働者派遣契約の解除等を行える具体的事由	155
5 労働者派遣契約の解除の非遡及	155
(1) 概要	155
(2) 意義	155
6 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	156
(1) 概要	156
(2) 派遣先の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	156
(3) 派遣元事業主の講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置	157
(4) その他	158
第6 派遣元事業主の講ずべき措置等	159
1 概要	159
2 特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置	159
(1) 概要	159
(2) 意義	160
(3) 具体的な措置の内容	160
(4) 対象者についての留意点	162
(5) 講ずべき措置の内容についての留意点	163

(6) その他特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等のための措置に関する留意点	164
(7) 労働契約法の適用について留意すべき事項	165
3 派遣労働者に対するキャリアアップ措置	166
(1) 概要	166
(2) 意義	166
(3) 段階的かつ体系的な教育訓練について	166
(4) 段階的かつ体系的な教育訓練に関する留意点	168
(5) 希望者に対するキャリアコンサルティング等の実施について	169
(6) その他の留意事項	169
4 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保のための措置	170
(1) 概要	170
(2) 意義	170
(3) 均衡を考慮した待遇の確保のための措置の考え方	171
(4) 均衡を考慮した待遇の確保のための措置の実施	172
(5) 均等待遇の確保のための措置の考え方	172
(6) 均等待遇の確保のための措置の実施	173
(7) 同一労働同一賃金ガイドライン	173
(8) 短時間・有期雇用労働者である派遣労働者についての短時間・有期雇用労働法の適用	174
(9) 留意点	175
5 一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保のための措置	177
(1) 概要	177
(2) 意義	177
(3) 労使協定の締結方法	177
(4) 労使協定の保存	178
(5) 労使協定の対象とならない待遇	178
(6) 労使協定の記載事項	179
(7) 労使協定の周知	181
(8) 行政機関への報告	183
(9) 協定対象派遣労働者に対する安全管理に関する措置及び給付	183
6 職務の内容等を勘案した賃金の決定	183
(1) 概要	183
(2) 意義	183
(3) 職務の内容等を勘案した賃金の決定の対象外となる賃金	183
(4) 具体的な措置の内容	184
7 就業規則の作成等における派遣労働者の過半数を代表する者への意見聴取	185
(1) 概要	185
(2) 意義	185
(3) 具体的な措置の内容	185
8 派遣労働者等の福祉の増進	185

(1) 概要	185
(2) 直接雇用の推進	186
(3) 派遣労働者等の福祉の増進に関する留意点	186
(4) 育児休業から復帰する際の就業機会の確保	187
(5) 障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている 事情の改善を図るための措置	187
9 適正な派遣就業の確保	187
(1) 概要	187
(2) 意義	188
(3) 具体的配慮の内容	188
(4) 法第44条第3項及び第4項並びに法第45条第6項及び第7項との関係	188
(5) 安全衛生に係る措置	189
10 待遇に関する事項等の説明	190
(1) 派遣労働者として雇用しようとするときの説明	190
(2) 派遣労働者として雇い入れようとするときの明示及び説明	192
(3) 労働者派遣をしようとするときの明示及び説明	194
(4) 待遇の相違の内容及び理由等の説明	196
11 派遣労働者であることの明示等	198
(1) 雇入れの際の明示	198
(2) 雇入れ後、派遣労働者とする場合の明示及び同意	199
(3) 派遣労働者であることの明示等に関する留意点	200
12 派遣労働者に係る雇用制限の禁止	200
(1) 概要	200
(2) 派遣労働者に係る雇用制限の禁止の意義	201
(3) 「正当な理由」の意義	201
13 就業条件等の明示	202
(1) 概要	202
(2) 意義	202
(3) 明示すべき就業条件等	202
(4) 期間制限に抵触することとなる最初の日の明示	205
(5) 明示の方法	209
(6) 明示に関する留意点	210
14 労働者派遣に関する料金の額の明示	211
(1) 概要	211
(2) 意義	211
(3) 明示すべき労働者派遣に関する料金の額	211
(4) 明示の方法	212
15 派遣先への通知	212
(1) 概要	212
(2) 通知の趣旨	212

(3) 通知すべき事項	213
(4) 通知の方法	215
(5) 通知の手続	215
(6) 通知に際しての留意点	216
16 労働者派遣期間の制限の適切な運用	217
(1) 概要	217
(2) 意義	217
(3) 派遣期間の制限の適切な運用のための留意点	217
17 日雇労働者についての労働者派遣の禁止	218
(1) 概要	218
(2) 意義	219
(3) 禁止の範囲	219
(4) 禁止の例外	219
(5) 要件の確認方法	220
＊ 日雇派遣の禁止の例外として認められる令第4条の業務	222
18 離職した労働者についての労働者派遣の禁止	233
(1) 概要	233
(2) 意義	233
(3) 離職した労働者についての労働者派遣の禁止の留意点	233
19 派遣元責任者の選任	233
(1) 概要	233
(2) 派遣元責任者の選任の方法等	233
(3) 派遣元責任者の職務	235
20 派遣元管理台帳	237
(1) 派遣元管理台帳の作成、記載	237
(2) 派遣元管理台帳の保存	241
21 労働・社会保険の適用の促進	242
(1) 労働・社会保険への適切な加入	242
(2) 被保険者証等の写し等の提示	242
(3) 派遣労働者に対する未加入の理由の通知	242
22 関係法令の関係者への周知	243
23 派遣労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等	243
24 性・障害の有無・年齢による差別的な取扱いの禁止等	243
(1) 派遣労働者の性別の労働者派遣契約への記載の禁止等	243
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止等	244
(3) 年齢による不合理な差別的派遣に対する指導等	244
(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	244
(5) 紹介予定派遣における派遣労働者の特定に当たっての年齢、性別、障害の有無等 による差別防止に係る措置	245
(6) 「派遣労働者を特定することを目的とする行為への協力の禁止等」との関係	245

25	紹介予定派遣	245
(1)	紹介予定派遣の期間	245
(2)	派遣先が職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由 の明示	246
(3)	派遣就業期間の短縮	246
(4)	求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	246
(5)	紹介予定派遣における派遣労働者を特定することを目的とする行為	247
(6)	その他	247
26	紹介予定派遣以外の派遣として派遣就業を開始した場合における 求人条件の明示等	248
27	派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	248
(1)	概要	248
(2)	指針の公表	248
(3)	無期雇用派遣労働者の募集	248
28	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が 講ずべき措置に関する指針	249
(1)	労働者派遣契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の2）	249
(2)	労働契約の期間の長期化（日雇派遣指針第2の4）	249
(3)	労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置（日雇派遣指針第2の5）	249
(4)	労働者派遣契約に定める就業条件の確保（日雇派遣指針第3）	249
(5)	労働・社会保険の適用の促進（日雇派遣指針第4）	249
(6)	関係法令等の関係者への周知（日雇派遣指針第7）	250
(7)	日雇派遣労働者の安全衛生の確保（日雇派遣指針第8）	250
(8)	派遣先への説明（日雇派遣指針第12）	250
29	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な 待遇の禁止等に関する指針	250
	＊ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針	251
	＊ 日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が 講ずべき措置に関する指針	257
	＊ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する 不合理な待遇の禁止等に関する指針	261
第7	派遣先の講ずべき措置等	273
1	概要	273
2	労働者派遣契約に関する措置	273
(1)	概要	273
(2)	労働者派遣契約に定める就業条件の確保	273
(3)	労働者派遣契約の定めに違反する事実を知った場合の是正措置等	274
(4)	法第43条による準用	274
3	適正な派遣就業の確保	274

(1) 概要	274
(2) 苦情の適切な処理	274
(3) 適正な就業環境の確保	276
(4) 障害者である派遣労働者の適正な就業の確保	276
(5) 雇用調整により解雇した労働者が就いていたポストへの労働者派遣の受け入れ	276
(6) 安全衛生に係る措置	277
4 派遣先による均衡待遇の確保	278
(1) 概要	278
(2) 教育訓練・能力開発	278
(3) 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）	279
(4) 福利厚生（（３）の施設を除く。）	279
(5) 派遣先の労働者に関する情報、派遣労働者の職務遂行状況等の情報について 提供する配慮義務	279
(6) 派遣先が業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練を 実施せず、又は福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）の利用 の機会を付与しない場合の取扱い	280
5 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用	280
(1) 概要	280
(2) 意義	280
(3) 派遣可能期間の考え方	281
(4) 派遣可能期間の延長等	283
(5) 派遣先の事業所単位の期間制限の適切な運用のための留意点	287
6 派遣労働者個人単位の期間制限の適切な運用	287
(1) 概要	287
(2) 意義	287
(3) 期間制限の考え方	288
(4) その他	288
7 期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合の取扱い	288
(1) 概要	288
(2) 勧告、公表の内容	289
(3) 権限の委任	289
(4) 勧告、公表の手続	289
(5) 労働契約申込みみなし制度	289
8 特定有期雇用派遣労働者の雇用	289
(1) 概要	289
(2) 意義	290
(3) 優先雇用の努力義務	290
(4) 労働者募集情報の提供	290
9 派遣先での正社員化の推進	291
(1) 概要	291

(2) 意義	291
(3) 具体的な措置の内容	291
10 離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止	292
(1) 概要	292
(2) 意義	292
(3) 通知の方法	292
(4) 離職して1年を経過していない労働者を派遣労働者として受け入れた場合の 取扱い	292
11 派遣先責任者の選任	293
(1) 概要	293
(2) 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行	293
(3) 派遣先責任者の選任の方法	293
(4) 派遣先責任者の職務	294
(5) 派遣先責任者講習の受講	295
12 派遣先管理台帳	295
(1) 意義	295
(2) 派遣先管理台帳の作成、記載	296
(3) 派遣先管理台帳の保存	300
(4) 派遣元事業主への通知	300
13 労働・社会保険の適用の促進	300
14 関係法令の関係者への周知	301
15 派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止	301
(1) 概要	301
(2) 意義	301
16 性別・障害の有無・年齢による差別的取扱いの禁止等	302
(1) 性別による差別的取扱いの禁止等	302
(2) 障害者であることを理由とする不当な差別的取扱いの禁止等	302
(3) 年齢による差別的取扱いに対する指導等	302
(4) 派遣労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止に向けた取組	302
(5) 15の「派遣労働者を特定することを目的とする行為の禁止等」との関係	302
17 紹介予定派遣	302
(1) 紹介予定派遣を受け入れる期間	303
(2) 職業紹介を希望しない場合又は派遣労働者を雇用しない場合の理由の明示	303
(3) 派遣労働者の特定に当たっての年齢・性別・障害の有無による差別防止 に係る措置	303
(4) 派遣労働者の特定	307
(5) 派遣就業期間の短縮	307
(6) 求人・求職の意思確認を行う時期、及び職業紹介を行う時期の早期化	307
(7) その他	307
18 派遣労働者の判断で行う派遣就業開始前の事業所訪問等	308

19	派遣先が講ずべき措置に関する指針	308
(1)	概要	308
(2)	指針の公表	308
20	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針	308
21	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針	309
	＊ 派遣先が講ずべき措置に関する指針	310
第8	労働基準法等の適用に関する特例等	316
1	概要	316
2	労働基準法の適用に関する特例等	323
3	労働安全衛生法の適用に関する特例等	324
4	じん肺法の適用に関する特例等	327
5	作業環境測定法の適用の特例	328
6	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用の特例	329
7	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用の特例	329
8	労働施策総合推進法の適用の特例	329
第9	紛争の解決	331
1	苦情の自主的解決	331
(1)	概要	331
(2)	意義	331
2	紛争の解決の促進に関する特例	331
3	紛争の解決の援助	332
(1)	概要	332
(2)	意義	332
(3)	援助を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止	332
4	調停	332
(1)	概要	332
(2)	意義	332
(3)	調停の対象となる事案	333
(4)	調停の申請をしたことを理由とする不利益取扱いの禁止	333
(5)	調停の手続	333
(6)	時効の完成猶予	335
(7)	訴訟手続の中止	335
(8)	資料提供の要求等	336
第10	個人情報保護法の遵守等	337

1	概要	337
2	個人情報保護法等の規定並びに派遣元事業主が講ずべき措置及びその主な留意点等	337
(1)	個人情報取扱事業者に該当する派遣元事業主	337
(2)	個人情報取扱事業者に該当しない派遣元事業主	338
第11	違法行為の防止、摘発	339
1	概要	339
2	労働者等の相談への対応	339
(1)	概要	339
(2)	意義	339
(3)	不利益取扱いの禁止	339
3	派遣元事業主、派遣先への周知徹底	340
4	指導及び助言	340
(1)	概要	340
(2)	意義	340
(3)	権限の委任	340
5	報告	340
(1)	概要	340
(2)	意義	341
(3)	報告の徴収の手続	341
(4)	権限の委任	341
6	立入検査	341
(1)	立入検査の実施	341
(2)	証明書	342
(3)	立入検査の権限	342
(4)	権限の委任	342
7	違反の場合の効果	342
(1)	適用除外業務等	342
(2)	労働者派遣事業の許可等	343
(3)	事業報告等	344
(4)	労働者派遣契約	345
(5)	派遣元事業主の講ずべき措置等	346
(6)	派遣先の講ずべき措置等	349
(7)	紛争の解決	349
(8)	報告	349
(9)	立入検査	349
第12	違法行為による罰則、行政処分及び勧告・公表	351
1	違法行為による罰則	351

2 違法行為による行政処分	354
(1) 概要	354
(2) 労働者派遣事業に係る行政処分	354
(3) 改善命令	356
(4) 労働者派遣の停止命令	356
3 法第4条第3項、第24条の2、第26条第7項若しくは第10項、第40条第2項若しくは第3項、第40条の2第1項、第4項若しくは第5項、第40条の3若しくは第40条の9第1項の規定に違反している者に対する勧告、公表	357
(1) 概要	357
(2) 法第4条第3項、第24条の2、第26条第7項若しくは第10項、第40条第2項若しくは第3項、第40条の2第1項、第4項若しくは第5項、第40条の3若しくは第40条の9第1項の規定に違反している者に対する勧告	357
(3) 法第4条第3項、第24条の2、第26条第7項若しくは第10項、第40条第2項若しくは第3項、第40条の2第1項、第4項若しくは第5項、第40条の3若しくは第40条の9第1項の規定に違反している者に対する公表	360
4 労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合の勧告	360
(1) 概要	360
(2) 意義	360
(3) 「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的とする」の判断基準等	361
(4) 勧告の対象としない事由	361
(5) 勧告の内容	362
(6) 権限の委任	362
(7) 勧告実施の手続等	362
5 関係派遣先への派遣割合制限違反等に関する指示	362
(1) 概要	362
(2) 指示の対象となる判断基準等	362
(3) 指示の内容	363
(4) 指示の委任	364
(5) 指示の手続等	364
第13 行政処分を行った派遣元事業主及び無許可で労働者派遣事業を行った事業主の公表	365
1 概要	365
2 行政処分を行った派遣元事業主への対応	365
3 無許可派遣事業主への対応	365
第14 その他	367
1 行政機関の連携体制の確立	367
(1) 都道府県労働局間の連携	367

(2) 他の労働行政との連携	367
2 派遣元責任者講習	367
(1) 概要	367
(2) 講習機関の要件等	368
(3) 講習の内容等	368
(4) 手続き関係	371
(5) 講習の適正な実施等について	372
3 派遣先責任者講習	380
(1) 概要	380
(2) 講習の実施に係る手続	384
4 民間の協力体制の整備	385
(1) 概要	385
(2) 労働者派遣事業適正運営協力員	385

第15 様式集

① 労働者派遣事業許可申請書／許可有効期間更新申請書（様式第1号）	様式-1
② 労働者派遣事業計画書（様式第3号）	様式-4
③ 労働者派遣事業許可証（様式第4号）	様式-12
④ 許可証再交付申請書／労働者派遣事業変更届出書／労働者派遣事業 変更届出書及び許可証書換申請書（様式第5号）	様式-13
⑤ 労働者派遣事業廃止届出書（様式第8号）	様式-17
⑥ 労働者派遣事業報告書（様式第11号）	様式-18
⑦ 労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）	様式-32
⑧ 関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2）	様式-34
⑨ 海外派遣届出書（様式第13号）	様式-36
⑩ 労働者派遣事業立入検査証（様式第14号）	様式-37
⑪ 労働者派遣事業の許可申請にあたっての自己チェックの結果について （様式第15号）	様式-38
⑫ 財産的基礎に関する要件についての誓約書（様式第16号）	様式-41
⑬ 常時雇用する派遣労働者数の報告（様式第17号）	様式-42
⑭ 派遣元責任者講習実施申出書（様式第18号）	様式-43
⑮ 派遣元責任者講習実施日程書（様式第19号）	様式-44
⑯ 派遣元責任者講習受講者名簿（様式第20号）	様式-45
⑰ 派遣元責任者講習受講証明書（様式第21号）	様式-46
⑱ 派遣先責任者講習実施申出書（様式第22号）	様式-47
⑲ 派遣先責任者講習実施日程書（様式第23号）	様式-48
⑳ 派遣元責任者講習廃止申出書（様式第24号）	様式-49
㉑ 調停申請書（様式第25号）	様式-50
㉒ 労働者派遣事業不許可／許可有効期間不更新通知書	様式-52
㉓ 労働者派遣事業許可条件通知書	様式-53

②④	労働条件通知書（派遣労働者用；常用、有期雇用型）	様式-54
②⑤	労働条件通知書（派遣労働者用；日雇型）	様式-58
②⑥	モデル就業条件明示書	様式-60
②⑦	モデル就業条件明示書（日雇派遣・携帯メール用）	様式-63
②⑧	診断書	様式-66
②⑨	労働者派遣受入適正実施勧告書	様式-68
③⑩	労働者派遣事業勧告書	様式-69
③⑪	労働者派遣事業指示書	様式-70
③⑫	労働者派遣事業適正運営協力員身分証明書	様式-71
③⑬	比較対象労働者の待遇等に関する情報提供	様式-72
③⑭	労使協定書（イメージ）	様式-99
③⑮	派遣労働者として雇い入れようとするときの明示（例）	様式-113
③⑯	労働者派遣をしようとするときの明示（例）	様式-115